

沼津御用邸記念公園条例の一部改正について

沼津御用邸記念公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年11月20日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津御用邸記念公園条例の一部を改正する条例

沼津御用邸記念公園条例（平成 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第15条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が、規則に定める事由に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第 2 第 1 号及び第 2 号の表を次のように改める。

(1) 本邸苑地・西附属邸苑地・東附属邸苑地

区分		金額		
		個人入園料 (1 人 1 回につき)	団体入園料 (1 人 1 回につき)	年間入園料 (1 人につき)
一般	市内	100円	60円	1,000円
	市外	300円	200円	
児童・生徒	市外	100円	60円	

備考

- 1 東附属邸の利用者が東附属邸苑地へ入園する場合は、無料とする。
- 2 「団体」とは、20人以上の集団をいう（次号の表において同じ。）。
- 3 年間入園料を納付した者には、年間入園券を発行し、当該券の有効期間は、発行の日から起算して1年とし、本人に限り使用することができる。
- 4 「一般」とは、児童・生徒及び小学校就学前の乳幼児を除いた者をいう（次

号の表において同じ。）。

5 「児童・生徒」とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう（次号の表において同じ。）。

6 「市内」とは市内に住所を有する者をいい、「市外」とはそれ以外の者をいう（次号の表において同じ。）。

(2) 西附属邸

区分		金額	
		個人観覧料 (1人1回につき)	団体観覧料 (1人1回につき)
一般	市内	300円	200円
	市外	300円	200円
児童・生徒	市外	150円	100円

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「提案理由」

安定した施設運営を図るため、入園料等に関する規定を改めるものである。